

尾道市本庁舎多目的スペース等の目的外使用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づき、尾道市本庁舎の多目的スペース、会議室、交流スペース等(以下「多目的スペース等」という。)を市の業務に支障のない範囲で市民、各種団体等に使用させることについて、行政財産の使用料に関する条例(昭和39年条例第14号)、尾道市行政財産使用規則(昭和39年規則第21号)及び尾道市役所庁舎取締規則(昭和35年規則第8号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の基準)

第2条 多目的スペース等を使用することができるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤若しくは通学している者
- (2) 市内に事業所若しくは事務所を有する者又は法人その他の団体
- (3) 他の地方公共団体その他公共団体
- (4) その他市長が特別の理由があると認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、多目的スペース等の使用を許可しない。

- (1) 未成年者のみで使用するとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はそれらの利益となる活動を行うものであると認められるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (5) 施設を汚損又は損傷するおそれがあるとき。
- (6) 騒音、振動又は悪臭を伴うおそれがあるとき。
- (7) 特定の政党若しくは政治団体の利害に関する事業又は選挙に関し特定の候補者を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (8) 特定の宗教又は特定の宗派若しくは教団を支持する活動を行うものであると認められるとき。
- (9) 前各号のほか施設管理上支障があると認められるとき。

(多目的スペース等の名称等)

第3条 多目的スペース等の名称、用途及び附属設備は、別表第1及び別表第2に定めるものとする。

(使用時間)

第4条 多目的スペース等を使用に供する時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、展示を目的とした使用であって、2日以上連続する期間を通じて市長が使用の許可をした場合については、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、当該許可を受けた者については、午前8時30分から午後9時までの間を除き多目的スペース等に立ち入ることはできない。

(使用申請等)

第5条 多目的スペース等を使用しようとする者又は許可を受けた事項を変更しようとする者は、尾道市本庁舎多目的スペース等使用(変更)許可申請書(別記様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、多目的スペース等の使用又は変更を許可し、尾道市本庁舎多目的スペース等使用(変更)許可書(別記様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による許可に際して条件を付けることができる。

(使用申請の受付期間等)

第6条 前条第1項の申請書は、多目的スペース等の使用を開始しようとする日の3か月前から7日前(期間の末日が閉庁日に当たるときは、その直前の開庁日)までの日の開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可書の携行)

第7条 第5条第2項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、多目的スペース等を使用するときは、同項の許可書を携行し、市の求めがあるときは、提示しなければならない。

(使用期間)

第8条 多目的スペース等を連続して使用することができる期間は、次の各号に掲げる場合ごとに当該各号に定める期間とする。

- (1) 会議、講演会、イベントその他これらに類する行事のために使用する場合 3日間

- (2) 展示のため多目的スペース等の壁面のみを使用する場合 14日間
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合 市長が指定する期間
(使用料)

第9条 使用者は、別表第2に基づく使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、多目的スペース等の使用に係る用途について、市が後援する行事等であるときその他市長が特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

- 2 使用料の減免を受けようとする者は、第5条第1項の申請書を提出する際に、尾道市本庁舎多目的スペース等使用料減免申請書(別記様式第3号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、使用料の減免について決定し、当該申請者に通知するものとする。
- 4 第1項の規定による使用料の減免は、次の各号に掲げる使用の場合について、当該各号に定める減免率により減免する。

(1) 市が後援する行事等のために使用する場合 5割相当額

(2) その他市長が減免する必要があると認める使用の場合 市長が認める減免率

(使用の取止め及び使用料の還付申請)

第11条 多目的スペース等の使用を取り止め、及び使用料の還付を受けようとする者は、尾道市本庁舎多目的スペース等使用取止め・使用料還付申請書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 市において選挙の執行、災害対策その他公務の執行上多目的スペース等を使用する必要性が生じたとき。
 - (2) 第2条第2項各号に該当する使用であることが判明したとき。
 - (3) 使用者が不正の手段をもって使用の許可を受けたとき。
 - (4) 使用者がこの規則又は許可の条件に違反したとき。
 - (5) 使用者が使用料を市長が指定する日までに納付しないとき。
 - (6) 使用者が故意又は過失により多目的スペース等を荒廃させ、又は毀損したとき。
 - (7) 使用者が正当な理由なく市長の指示に従わないとき。
 - (8) その他特別な事情により市長が必要と認めるとき。
- 2 市長は、前項第1号の規定により使用許可を取り消し、又は変更したときは、当該取消し又は変更に係る既納の使用料を還付するものとする。
- 3 使用者は、使用許可の取消し又は変更によって生じた損害の賠償を請求することができない。

(遵守事項)

第13条 使用者は、多目的スペース等を善良なる管理者の注意をもって正常な状態において維持しなければならないほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で飲食をしないこと。
- (2) 本庁舎の敷地内で喫煙し、又は本庁舎の建物内で火気を使用しないこと。
- (3) 壁、柱等に張り紙又はピン、釘の類を打たないこと。
- (4) 許可を受けた多目的スペース等以外の室に立ち入り、又は器具等を使用し、若しくは移動させないこと。
- (5) 本庁舎の内外を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 市の業務時間中にピアノ演奏、大きな音を発する行事等を開催しないこと。
- (8) その他市長の指示する事項を守ること。

(原状回復)

第14条 使用者は、使用許可に係る期間の終了までに多目的スペース等を遅滞なく原状に復し、市長の検査を受けなければならない。第12条第1項の規定により使用許可が取り消され、又は変更されたときも、同様とする。

- 2 使用者が前項の規定による原状回復の義務を履行せず、又はその履行が不完全なときは、市長がこれを施行し、その費用は、使用者から徴収する。

(破損、滅失等の届出)

第15条 使用者は、多目的スペース等又はその附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 使用者の責めに帰すべき理由により多目的スペース等を修繕する必要があるときは、その費用は

使用者に負担させるものとする。

(転貸禁止等)

第16条 使用者は、多目的スペース等の使用権を転貸し、又は担保に供し、若しくは譲渡してはならない。

2 使用者は、多目的スペース等の現況、使用の目的又は使用の態様を変更してはならない。

(費用の負担)

第17条 多目的スペース等の使用に伴う汚物、ごみの処理等の費用その他の通常必要となる経費は、使用者が負担しなければならない。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

名称	用途	附属設備
多目的スペース1	会議、展示、講演会、イベント	空調機、音響設備、会議机、会議椅子、スクリーン、プロジェクター、移動式ステージ、吊バトン、演台、ピアノ
多目的スペース2	会議、展示、講演会、イベント	空調機、会議机、会議椅子、ポータブルマイク
多目的スペース3	会議、展示、講演会、イベント	空調機、会議机、会議椅子
4階大会議室1	会議、講演会	空調機、会議机、会議椅子、スクリーン、プロジェクター、吊バトン
4階大会議室2	会議、講演会	空調機、会議机、会議椅子
1階市民交流スペース	展示	展示パネル
2階西側通路	展示	ピクチャーレール、吊りフック

備考 多目的スペース1及び多目的スペース2並びに4階大会議室1及び4階大会議室2は、それぞれ間仕切りの移動により一体的に利用することができる。

別表第2 (第3条、第9条関係)

1 多目的スペース、会議室使用料

名称	定員	午前	午後	夜間	全日
		午前8時30分～正午	正午～午後5時	午後5時～午後9時	午前8時30分～午後9時
多目的スペース1	120人 (150人)	2,090円	2,530円	3,740円	8,360円
多目的スペース2	120人 (150人)	1,760円	2,090円	3,080円	6,930円
多目的スペース3	40人 (50人)	1,320円	1,650円	2,420円	5,390円
4階大会議室1	45人	1,430円	1,760円	2,640円	5,830円
4階大会議室2	45人	1,430円	1,650円	2,530円	5,610円

備考

1 多目的スペース1の定員の数は、移動式ステージを設置しない場合の人数とする。

2 多目的スペースの定員の()内の数は、会議机を使用しない場合の人数とする。

2 展示スペース使用料

名称	使用料(1回当たり)
1階市民交流スペース	(1) 展示パネルを使用する場合 展示パネル1枚につき200円(展示パネルの使用料を含む。) (2) 展示パネルを使用しない場合 1平方メートルにつき100円(1平方メートルに満たない場合は100円)
2階西側通路	ピクチャーレール1メートルにつき100円(吊フックの使用料は含まない。)

備考

- 1 ピクチャーレールを使用しないで壁面に直接固定する展示方法については、許可しない。
- 2 1回当たりの単位は1日とし、2日以上にわたり使用する場合の使用料の額は、当該使用日数を乗じて得た額とする。

3 附属設備使用料

名称	設備	数量	使用料 (1回当たり)
多目的スペース 1	会議机	65台(多目的スペース2と共用)	
	会議椅子	300脚(多目的スペース2と共用)	
	移動式ステージ	一式	
	演台	1台	
	吊ボタン	1本	
	スクリーン	1面	
	音響設備	一式	1,100円
	大型プロジェクター	1台	3,300円
	グランドピアノ	1台	2,200円
多目的スペース 2	会議机	65台(多目的スペース1と共用)	
	会議椅子	300脚(多目的スペース1と共用)	
	ポータブルマイク	一式	550円
多目的スペース 3	会議机	15台	
	会議椅子	50脚	
	ポータブルマイク	一式	550円
4階大会議室1	会議机	14台	
	会議椅子	42脚	
	吊ボタン	1本	
	スクリーン	1面	
	小型プロジェクター	1台	1,100円
4階大会議室2	会議机	16台	
	会議椅子	48脚	
1階市民交流スペース	展示パネル		
	吊りフック		1本50円
2階西側通路	ピクチャーレール	一式	
	吊りフック		1本50円

備考

- 1 金額の記載のない附属設備の使用料の額については、使用する多目的スペース等の使用料の額に含むものとする。
- 2 1回当たりの単位は1日とし、2日以上にわたり使用する場合の使用料の額は、当該使用日数を乗じて得た額とする。
- 3 グランドピアノの調律に係る費用については、使用者が負担しなければならない。

4 空調機使用料

名称	使用料(1時間当たり)
多目的スペース1	1,100円
多目的スペース2	1,100円
多目的スペース3	550円
4階大会議室1	550円
4階大会議室2	550円

備考 1時間未満の使用の場合の使用料の額は、1時間の額とする。